

平成 28 年 6 月 30 日

平成 28 年度独立行政法人労働政策研究・研修機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度独立行政法人労働政策研究・研修機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当機構における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 71 件、契約金額は 650 百万円である。また、競争性のある契約は 52 件 (73. 2%)、583 百万円 (89. 7%)、競争性のない契約は 19 件 (26. 8%)、67 百万円 (10. 3%) となっている。

平成 26 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている (件数は 11. 8% の増、金額は 8. 1% の増)。この主な要因は、一般競争入札としてきた電算システムのプログラム改修等、排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められる案件について、随意契約によることができるものとする規程が整備されたことによるものである。

表 1 平成 27 年度の独立行政法人労働政策研究・研修機構の調達全体像 (単位: 件、百万円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.4%) 55	(92.0%) 707	(73.2%) 52	(89.7%) 583	(△5.5%) △3	(△17.5%) △124
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(76.4%) 55	(92.0%) 707	(73.2%) 52	(89.7%) 583	(△5.5%) △3	(△17.5%) △124
競争性のない随意契約	(23.6%) 17	(8.0%) 62	(26.8%) 19	(10.3%) 67	(11.8%) 2	(8.1%) 5
合計	(100%) 72	(100%) 769	(100%) 71	(100%) 650	(△1.4%) △1	(△15.5%) △119

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

(2) 当機構における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 3 件 (6.0%)、契約金額は 7 百万円 (1.3%) である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている (件数は 25.0% の減、金額は 41.7% の減) が、主に、従来、一般競争入札としてきた電算システムのプログラム改修の案件について、随意契約によることができる事由として会計規程等を整備したことにより、一般競争入札の案件が減少したことによるものである。

表2 平成 27 年度の労働政策研究・研修機構の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2者以上	件数	50(92.6%)	47(94.0%)	△3(△6.0%)
	金額	667(98.2%)	542(98.7%)	△125(△18.7%)
1者以下	件数	4(7.4%)	3(6.0%)	△1(△25.0%)
	金額	12(1.8%)	7(1.3%)	△5(△41.7%)
合 計	件数	54(100%)	50(100%)	△4(△7.4%)
	金額	679(100%)	549(100%)	△130(△19.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、平成 28 年度においては、以下について重点的に調達等の合理化に取り組むこととする。

<一者応札・応募の見直し>

一者応札・応募については、件数・金額とも改善傾向にあるが、平成 26 年度に引き続き、同一案件につき一者応札となった案件については、類似の契約案件と入札を集約化することにより見直しを図る。

※ 本計画の実施にあたり、中小企業者の受注の機会の増大を図ることを目的とした官公需法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律等の諸施策との整合性に留意することとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制

少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置されている随意契約等審査委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる場合」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない案件で止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。【随意契約等審査委員会による点検件数】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

運用の厳正を欠く場合、預け金といった経費の不適正支出の温床となり得る可能性のある主な単価契約について、発注様式を見直すとともに、発注に際しては、調達要求課室の担当者及び管理者のみならず、調達担当課長の決裁を得ることにより、調達手続において牽制効果を発揮させるものとする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事(管理担当)を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、特に新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を引き続き公表するものとする。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、労働政策研究・研修機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。